

# 防府市役割・いきがい支援コーディネーター事業実施者選定委員会設置要綱

令和5年3月31日制定

(設置目的)

第1条 防府市役割・いきがい支援コーディネーター事業の実施者を、公募型プロポーザルにより選定するため、防府市役割・いきがい支援コーディネーター事業実施者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 実施者の選定に関する事項

(2) その他、前条の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

防府市健康福祉部長

防府市健康福祉部次長

防府市健康福祉部高齢福祉課長

防府市健康福祉部高齢福祉課主幹

防府市地域包括支援センター管理者

2 委員長は、防府市健康福祉部長とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長をもって充てる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、防府市健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日をもってその効力を失う。